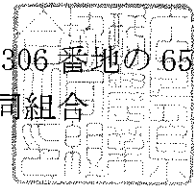


公 告

平成25年度において「畜産飼料供給体制整備事業」により「広島県酪農業協同組合みわTMRセンター整備事業実施計画」を実施いたしますので、これに関する業務及び物品機器調達についてこれを公告します。

平成25年7月31日

三次市東酒屋町 306 番地の 65
広島県酪農業協同組合



1. 調達内容

(1) 業務名：畜産飼料供給体制整備事業 混合飼料調整供給等施設建築工事
調達は、以下の①～⑤の業務内容ごとに行う。

- ① 建築工事及び電気設備工事
 - ・混合飼料調整供給施設《渡り廊下》
 - ・混合飼料調整供給施設《庇》
 - ・単味飼料貯蔵施設 《タンク置場》
- ② 飼料混合ピット設備製作及び設置工事
 - ・飼料混合ピット
- ③ 計量設備納入及び設置工事
 - ・乾草等置場計量設備
- ④ 計量設備納入及び設置工事
 - ・トランスバック抜出し計量設備
- ⑤ 圧縮梱包施設等納入及び設置工事
 - ・飼料切断混合、圧縮梱包、集塵装置、糖蜜希釈タンク移設、糖蜜・糖蜜混合液圧送設備及びそれに伴う一連の制御機械・機器と給水配管設備

(2) 業務の仕様 詳細等

業務内容 ((1) の①～⑤) ごとに、添付の仕様書 (別添①～⑤) のと

おりとする。

ア. 工事（納入）期間

業務内容①～⑤ごとに次のとおりとする。

①「建築工事及び電気設備工事」

契約締結日～平成 25 年 10 月 25 日まで

②「飼料混合ピット設備製作及び設置工事」

契約締結日～平成 25 年 12 月 13 日まで

③「計量設備納入及び設置工事」

契約締結日～平成 25 年 12 月 13 日まで

④「計量設備納入及び設置工事」

契約締結日～平成 26 年 12 月 13 日まで

⑤「圧縮梱包施設等納入及び設置工事」

契約締結日～平成 25 年 12 月 13 日まで

イ. 工事（納入）期間の変更

工事行程等を調整する進行会議等における調整、建設における監理監督者、当組合が認めるところによるやむを得ない理由により上記期間が変更される場合は別途協議を行う。

(3) 実施場所

三次市三和町羽出庭 2 9 9 2 番地 1

(4) 見積り入札書の記載方法

見積り入札書に記載された金額に、当該金額の 1 0 0 分の 5 に該当する額を加算した金額（5 % を加算した結果、1 円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

業務内容①については、見積り入札書に記載した金額の内訳書を作成し、見積り入札書と合わせて提出すること。

(5) 資料添付の義務

業務内容②の見積り入札書の提出においてはその構造を明示するもの、③～⑤の見積り入札書の提出においては、同時に機器の選定根拠、動作根拠を説明可能な資料及び使用する機器・機械の近年国内における納入又は稼働実績等を添付することとする。

2. 見積り入札参加資格

- (1) 別に定める「広島県酪農業協同組合みわTMRセンター整備事業に係る建設工事請負契約約款」（以下、「建設工事請負契約約款」という。）に定めるもののほか、広島県酪農業協同組合入札規程第 5 条に定める（1）

～（７）に該当しないこと。

（契約者参加資格）

第 5 条 入札並びに随意契約に参加する者は、その組織及び過去の実績において信頼性があり、かつ契約に対する的確な対処が可能であると組合長が認める者に限るものとし、次に掲げるものの何れかに該当する者及びその代理人は参加させることができない。

- （１） 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権しない者
- （２） 前３年間に不当に価額を競り上げ、または競り下げる目的をもって連合したことがある者
- （３） 前３年間に競争入札を妨害し、またはしようとしたことがある者
- （４） 前３年間に落札者の契約締結及び契約の履行を妨げた者
- （５） 前３年間に正当な理由無くして契約の締結をせずまたは契約を履行しなかったことがある者
- （６） 前３年間に納品確認や検査立会に際し、組合職員の職務執行を妨げる行為があった者
- （７） その他契約締結及びその履行に際し不誠実な行為があった者

- （２） 業務内容①「建築工事及び電気設備工事」においては、広島県が行う物品及び役務を調達するために競争入札に参加する者に必要な資格等）によつての「建築工事」の資格を有し、かつ、格付け等級はＣ以上であること。
- （３） 業務内容①「建築工事及び電気設備工事」、⑤「圧縮梱包施設等納入及び設置工事」においては、当該工事の業種に係る年間平均完成工事高が１億円（税抜き）以上の実績を有すること。
- （４） 業務内容①、②、⑤については、当該業務と同種・同程度の元請施行実績があること。
業務内容③、④については、当該業務と同種・同程度の年間販売高実績があること。
- （５） 当該工事の業種について営業所又は主たる営業所を広島県内又は県内の一定地域内に有すること。

3. 見積り入札参加資格の確認

- (1) 見積り入札への参加を希望する場合は、資格要件確認申請書（様式1①～⑤：①～⑤の業務内容ごとに該当様式を使用）を封書にて持参又は郵送により提出すること。

なお、封書の表面に、資格要件確認申請書在中と朱文字記載のこと

- (2) 提出期限：平成25年8月8日（木）

- (3) 提出先：〒728-0023

広島県三次市東酒屋町306番地の65

広島県酪農業協同組合 事業推進課 宛

- (4) 資格要件の審査及び結果通知

ア) 審査：平成25年8月9日（金）

イ) 通知：ア)の審査後同日付で審査結果を封書郵送する。

4. 設計図の閲覧

業務内容①「建築工事及び電気設備工事」における設計図の閲覧

- (1) 期間：平成25年7月31日（水）～8月7日（水）

- (2) 場所：三次市東酒屋町306番地の65

広島県酪農業協同組合 本所

- (3) 時間：午前10時～午後4時まで

但し、8月3日（土）は、午後0時まで。4日（日）は不可。

※（設計書コピーが必要な場合は、閲覧後申込頂ければ電子媒体にて1部5,000円で提供いたします）

5. 契約書

業務内容①～⑤の工事毎に「業務委託契約書」を締結するものとする。

6. 見積り入札書の提出場所及び期限

- (1) 見積り入札書は、封書にて持参又は郵送により提出すること。

なお、封書の表面に、見積り入札書在中と朱文字記載のこと。

- (2) 提出期限：平成25年8月14日（水）午後4時まで

(3) 提出先：〒728-0023

広島県三次市東酒屋町 306 番地の 65

広島県酪農業協同組合 事業推進課 宛

7. 開札の日時

(1) 日 時：平成25年8月20日(火) 午後1時より

(2) 場 所：広島県三次市東酒屋町 306 番地の 65
広島県酪農業協同組合 本所 2 階会議室

8. 落札者の決定方法

- (1) 建築工事においては、予定価格の80%以上で最低の価格をもって見積り入札した者を落札者とする。
- (2) 業務内容③～⑤においては、前述1. 調達内容(5)に定める説明資料等によって妥当性審査を行い、明らかに妥当性欠如と判断された場合、次ぐ価格をもって見積り入札した者を落札者とする。
- (3) 開札の結果、落札となるべき同価の見積り入札をした者が2人以上あるときは、立会人のくじにより落札者を決定する。

9. 入札保証金

- (1) 見積額の5%以上とする。
- (2) 入札保証金に関しては保険会社との間に組合を被保険者とする入札保険契約書を結びその保険証を提出した場合、その義務を免除するものとする。
- (3) 業務内容⑤においては、過去3ヵ年次における事業報告ならびに決算報告と自給飼料混合設備等に関する事業実績を提出した場合、その義務を免除するものとする。

10. 契約保証金

- (1) 契約金額の100分の5に相当する金額とするが、審査の上その義務を免除できるものとする。
- (2) 業務内容①の建築工事及び電気設備工事に関しては、契約保証金に関しては保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約書を結び

その保険証を提出した場合、その義務を免除するものとする。

1 1. 見積り入札者に求められる義務

見積り入札者は、契約を担当する職員から資格要件確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じること。

1 2. 見積り入札の無効

本公告に示した見積り入札参加資格のない者による見積り入札、見積り入札に際しての注意事項に違反した見積り入札、見積り入札者に求められる義務を履行しなかった者による見積り入札は無効とする。

1 3. 支払い

- (1) 工事完了検査及び引渡し後、請負代金の支払い請求を受け、40日以内に振込みにより支払うものとする。
- (2) 「建設工事請負契約約款」に定める「保証契約」の対象とならない場合であっても、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができ、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払うものとする。また、工事の完成が80%以上と発注者が認定した場合、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができ、請求を受けた日から30日以内に中間前払金を支払うものとする。

1 4. 問い合わせ先

〒728-0023

広島県三次市東酒屋町306番地の65

広島県酪農業協同組合 事業推進課

電話 0824-64-2072

FAX 0824-64-2233

e-mail hr.seisan@almond.ocn.ne.jp

担当 藏崎、大畠

資格要件確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県酪農業協同組合
代表理事組合長 岩竹 重城様

住所

商号又は氏名

代表者氏名

印

電話番号

FAX 番号

e-mail

平成25年7月31日付けで見積り入札公告のあった混合飼料調整供給等施設《建築工事及び電気設備工事》工事に係る一般競争入札の資格要件確認書類を提出します。

なお、(各構成員は) 次の事項を誓約します。

- 1 広島県酪農業協同組合物品調達ならびに工事に関する入札規程第5条の(1)～(7)に該当しない者であること。
- 2 資格要件を満たしており、次の資格要件確認内容が事実と相違ないこと。

①県の資格認定(建設工事執行規則第6条:広島県)

業 種:

格付け:

②当該工事の業種に係る年間平均完成工事高(税抜)

③当該工事と同種・同程度の工事の元請施行実績(税抜)

工 期:平成 年 月～平成 年 月

④当該工事の業種に関する営業所または主たる営業所
所在地:

資格要件確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県酪農業協同組合
代表理事組合長 岩竹 重城様

住所
商号又は氏名
代表者氏名
電話番号
FAX 番号
e-mail

印

平成 25 年 7 月 31 日付けで見積り入札公告のあった混合飼料調整供給施設
《飼料混合ピット》工事に係る一般競争入札の資格要件確認書類を提出します。
なお、(各構成員は) 次の事項を誓約します。

- 1 広島県酪農業協同組合物品調達ならびに工事に関する入札規程第 5 条の
(1) ～ (7) に該当しない者であること。
- 2 資格要件を満たしており、次の資格要件確認内容が事実と相違ないこと。

①業 種：

②当該工事と同種・同程度の工事の元請施行実績 (税抜)

工 期：平成 年 月～平成 年 月

③当該工事の業種に関する営業所または主たる営業所
所在地：

資 格 要 件 確 認 申 請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県酪農業協同組合
代表理事組合長 岩竹 重城様

住所

商号又は氏名

代表者氏名

印

電話番号

FAX 番号

e-mail

平成25年7月31日付けで見積り入札公告のあった混合飼料調整供給施設《乾草等置場計量設備》工事に係る一般競争入札の資格要件確認書類を提出します。

なお、(各構成員は) 次の事項を誓約します。

- 1 広島県酪農業協同組合物品調達ならびに工事に関する入札規程第5条の(1)～(7)に該当しない者であること。
- 2 資格要件を満たしており、次の資格要件確認内容が事実と相違ないこと。

①業 種：

②当該業務の業種に係る年間平均販売高(税抜)

工期(納期)：平成 年 月～平成 年 月

③当該業務の業種に関する営業所または主たる営業所
所在地：

資格要件確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県酪農業協同組合
代表理事組合長 岩竹 重城様

住所

商号又は氏名

代表者氏名

印

電話番号

FAX 番号

e-mail

平成25年7月31日付けで見積り入札公告のあった混合飼料調整供給施設《トランスバック抜出し計量設備》工事に係る一般競争入札の資格要件確認書類を提出します。

なお、(各構成員は) 次の事項を誓約します。

- 1 広島県酪農業協同組合物品調達ならびに工事に関する入札規程第5条の(1)～(7)に該当しない者であること。
- 2 資格要件を満たしており、次の資格要件確認内容が事実と相違ないこと。

①業 種：

②当該業務の業種に係る年間平均販売高(税抜)：

工期(納期)：平成 年 月～平成 年 月

③当該業務の業種に関する営業所または主たる営業所
所在地：

資格要件確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県酪農業協同組合
代表理事組合長 岩竹 重城様

住所
商号又は氏名
代表者氏名 印
電話番号
FAX 番号
e-mail

平成25年7月31日付けで見積り入札公告のあった混合飼料調整供給施設
《飼料切断混合、圧縮梱包、集塵装置、糖蜜希釈タンク移設、糖蜜・糖蜜混合
液圧送工事及びそれに伴う一連の制御機械・機器と給水配管設備》工事に係る
一般競争入札の資格要件確認書類を提出します。

なお、(各構成員は) 次の事項を誓約します。

- 1 広島県酪農業協同組合物品調達ならびに工事に関する入札規程第5条の
(1)～(7)に該当しない者であること。
- 2 資格要件を満たしており、次の資格要件確認内容が事実と相違ないこと。

①業 種：

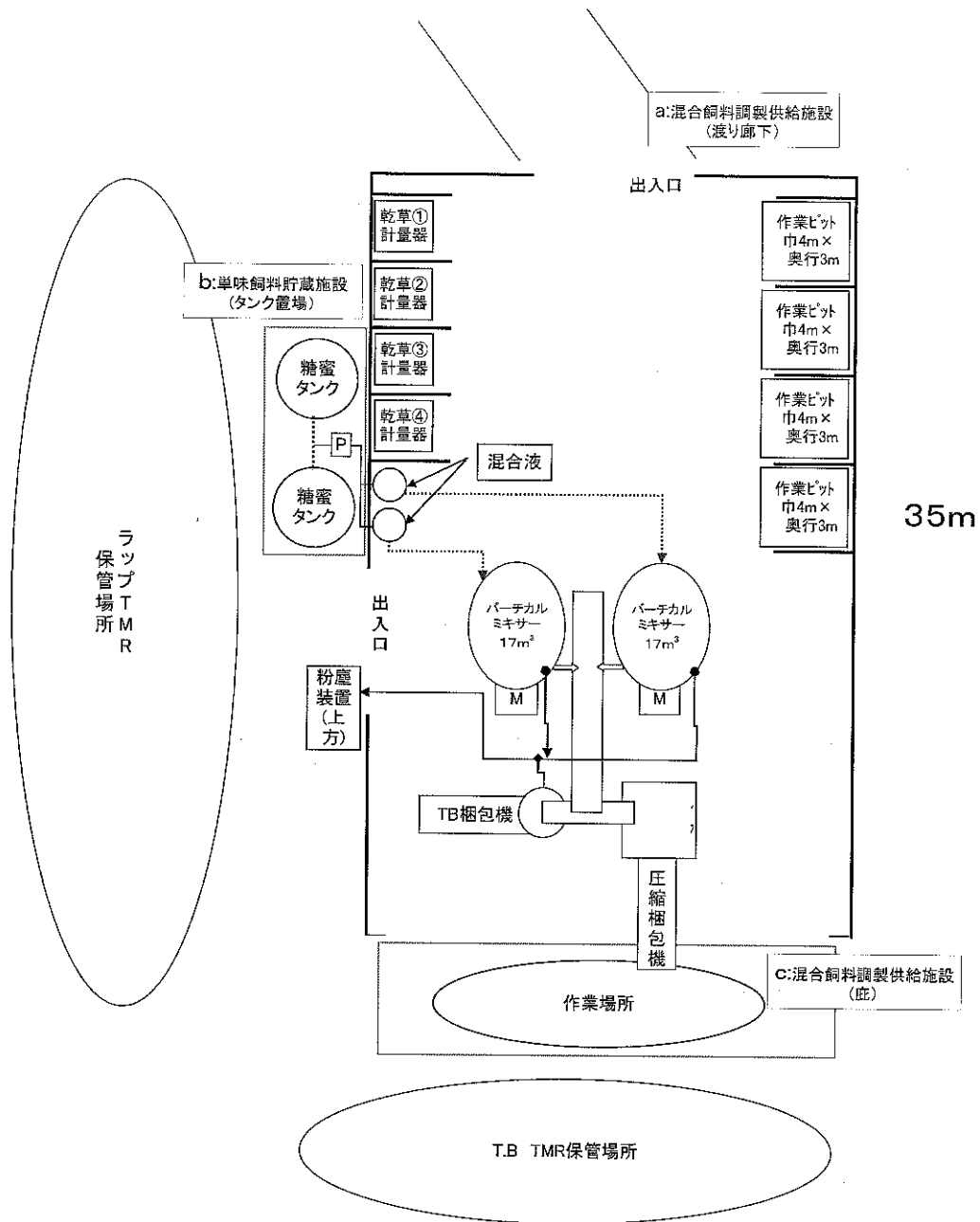
②当該工事の業種に係る年間平均完成工事高 (税抜)

③当該工事と同種・同程度の工事の元請施行実績 (税抜)

工 期：平成 年 月～平成 年 月

④当該工事の業種に関する営業所または主たる営業所
所在地：

「広島県酪農業協同組合みわTMRセンター整備事業実施計画」基本構想



別 添 ①

「混合飼料調整供給等施設建設工事」

混合飼料調整供給施設《渡り廊下》

混合飼料調整供給施設《庇》

単味飼料貯蔵施設 《タンク置場》

1. 調 達 内 容：業務名 畜産飼料供給体制整備事業
2. 工 事 内 容：混合飼料調整供給等施設建設工事
(建築工事及び電気設備工事) 高圧受電設備を含む
3. 利 用 目 的：混合飼料調製供給し単味飼料を貯蔵するための施設を建設する
4. 構 造 等：建築設計書通りとする
5. 詳 細 確 認：公告 14. 問い合わせ先においての建築設計書確認とする
6. そ の 他：施設には下記の事業で整備したことが分かるよう、事業名等を掲示すること。
「平成 25 年度 強い農業づくり交付金
(畜産飼料供給体制整備事業)
事業主体名：広島県酪農業協同組合」

別 添 ②

「混合飼料調整供給施設設備設置工事」
飼料混合ピット

1. 調 達 内 容：業務名 畜産飼料供給体制整備事業
2. 工 事 内 容：混合飼料調整供給施設設備設置工事
(設備製作及び設置工事) 4基
3. 利 用 目 的：混合飼料調製供給施設において、飼料混合機に投入する
原料を事前準備し、一次調整する場所とする
4. 構 造 等：厚鋼板製とし補強を行い堅牢な構造とする
：基本寸法を間口 400 cm、奥行き 300 cm、高さ 120 cmとす
る
5. 資 料 添 付：公告 1. 調達内容 (5) 資料添付の義務に記すとおり、
前項 4. 構造等に記載する構造を明示するものを添付す
ること
6. 詳 細 確 認：公告 1 4. 問い合わせ先において詳細確認とする
7. そ の 他：施設には下記の事業で整備したことが分かるよう、事業
名等を掲示すること。
「平成 25 年度 強い農業づくり交付金
(畜産飼料供給体制整備事業)
事業主体名：広島県酪農業協同組合」

別 添 ③

「混合飼料調整供給施設設備設置工事」
乾草等置場計量設備

1. 調 達 内 容：業務名 畜産飼料供給体制整備事業
2. 工 事 内 容：混合飼料調整供給施設設備設置工事
(納入及び設置工事) 4基
3. 利 用 目 的：混合飼料調製供給施設において、飼料混合機に投入する
乾牧草等を計量設備上に事前準備し、そこより減じた重
量をもって計量とする
4. 構 造 規 格：秤量1, 500Kg、目量500g
：載台寸法を1500mm×1500mmとする
：取引・証明用はかりとする
：独立したデジタル指示計を持つものとする
：堅牢かつ耐久性に優れた構造を持つこととする
：粉塵、小動物等の内部侵入に対し対応力のある構造を持
つこと
5. 資 料 添 付：公告1. 調達内容(5)資料添付の義務に記すとおり、
前項4. 構造規格に記載する事項に対し説明資料を添付
すること
6. 詳 細 確 認：公告14. 問い合わせ先において詳細確認とする
7. そ の 他：施設には下記の事業で整備したことが分かるよう、事業
名等を掲示すること。
「平成25年度 強い農業づくり交付金
(畜産飼料供給体制整備事業)
事業主体名：広島県酪農業協同組合」

別 添 ④

「混合飼料調整供給施設設備設置工事」
トランスバック拔出し計量設備

1. 調 達 内 容：業務名 畜産飼料供給体制整備事業
2. 工 事 内 容：混合飼料調整供給施設設備設置工事
(納入及び設置工事) 1基
3. 利 用 目 的：混合飼料調製供給施設において、飼料混合機に投入する
トランスバック等に内在する飼料等を計量設備より垂下
し、そこより減じた重量をもって計量することを目的と
する
4. 構 造 規 格：秤量1,000Kg、目量500g
：無線により独立したデジタル指示計を持つものとする
：堅牢かつ耐久性に優れた構造を持つこととする
5. 資 料 添 付：公告1. 調達内容(5) 資料添付の義務に記すとおり、
前項4. 構造規格に記載する事項に対し説明資料を添付
すること
6. 詳 細 確 認：公告14. 問い合わせ先において詳細確認とする
7. そ の 他：納入機械には下記の事業名等を記載すること。
「平成25年度 強い農業づくり交付金
(畜産飼料供給体制整備事業)
事業主体名：広島県酪農業協同組合」

別 添 ⑤

「混合飼料調整供給施設設備設置工事」
飼料混合切断、圧縮混合集塵装置、糖蜜希釈タンク移設
糖蜜・糖蜜混合液圧送設備
及びそれに伴う一連の制御機械・機器と給水配管設備

1. 調 達 内 容：業務名 畜産飼料供給体制整備事業
2. 工 事 内 容：混合飼料調整供給施設設備設置工事
(納入及び設置工事) 一式
3. 利 用 目 的：混合飼料調製供給施設において、自給粗飼料・輸入乾牧草・配合飼料・単味飼料・添加剤・糖蜜希釈液等の切断攪拌混合を行い、牛用 TMR を製作し圧縮梱包機において密封封入する。
4. 構 造 規 格：牧草サイレージロールを直接投入可能な縦型ミキサー 2 台使用を基本とする
：1 バッチ 4 トン、2 台合計 10 バッチ/日により 40 トン/日の生産能力を基本とする
：圧縮梱包機は国内において牛用発酵飼料向に実績のある六面圧縮梱包機とする
：圧縮梱包以外にトランスバックへの充填機能を有するものとする
：堅牢かつ耐久性に優れた構造を持つこととする
：糖蜜希釈水の希釈割合・投入量は可変とする
：圧縮梱包製品の最終計量器を備えるものとする
：製品に対しラベル発券機能を備えるものとする
5. 資 料 添 付：公告 1. 調達内容（5）資料添付の義務に記すとおり、前項 4. 構造規格に記載する事項及び機器の選定根拠、動作根拠、作業工程を説明可能な十分な説明資料を添付すること
6. 詳 細 確 認：公告 1 4. 問い合わせ先において詳細確認必要とする
7. そ の 他：納入機械には下記の事業名等を記載すること。
「平成 25 年度 強い農業づくり交付金
(畜産飼料供給体制整備事業)
事業主体名：広島県酪農業協同組合」

広島県酪農業協同組合みわTMRセンター整備事業
に係る建設工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を言う。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日（発注者が認める場合は、その日数）以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。

- 2 前項の内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 3 第1項の規定に基づく内訳書及び工程表の提出は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、受注者が調査基準価格（建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第7条の2に規定する価格

をいう。以下同じ。)を下回る価格で申込みをした者であるときは、保証の額は請負代金額の10分の3以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1(第2項ただし書きの規定の適用がある場合にあっては、10分の3)に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(請負人の通知義務)

第7条 受注者は、この契約の履行につき、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、遅滞なく、発注者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 受注者に係る事項

ア 工事名及び工事場所

イ 請負代金額

(2) 受任者又は下請負人にかかる事項

ア 名称及び所在地

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可年月日及び許可番号

ウ 下請負代金額

エ 下請負部分の工事内容

オ 主任技術者の氏名及び生年月日

カ 技術者資格

(施工体制台帳の提出等)

第7条の2 受注者（建設業法第24条の7第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。

2 前項の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

3 第1項の受注者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6の規定により作成した施工体系図を工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となってい.る工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、請負工事の施工については、その指定する職員（以下「監

督員」という。)にこれを監督させるものとする。

- 2 発注者は、監督員を置いたときは、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 3 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 4 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 5 第3項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 6 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に置いたときは、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。ただし、同条第3項に該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者をいう。以下同じ。）
- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2の規定に該当する建設工事を請負人自ら施工する場合における当該工事現場における当該

建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 建築工事における主任技術者又は監理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築士、建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者又は同第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者でなければならない。
- 6 現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 7 受注者が現場代理人を置かないときは、第2項に定める現場代理人の職務は、受注者が執行する。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適當と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者

(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。) その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日（発注者が認める場合は、その日数）以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使

用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を収め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管

理しなければならない。

- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（条件変更等）

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請

求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的若しくは人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 発注者は、前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更に伴わないものであるときは、発注者は受注者と協議してこれを行うものとする。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

- 第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼ

したときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、当該工期の変更について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で、かつ、請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応す

る請負代金額を控除した額をいう。以下本条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下本条において同じ。)との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションその他の予期することのできない特別の事情の発生により、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、監督員の意見を聴かなければなら

ない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、その採った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
- 4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 29 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下本条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 47 条第 1 項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下本条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて、第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物の出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりそ

の機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が本文の規定により算出した損害の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計額」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計額」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増加額又は費用の負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、その指定する職員（以下「検査員」という。）をして、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了させるとともに、当該検査の結果を受注者に通知させなければならない。この場合において、検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。
- 7 検査員は、第2項及び前項の規定による検査を行うほか、工事施工の中途において必要があると認められる場合には、発注者が別に定めるところにより、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合においては、第2項後段及び第3項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査員をして検査を完了させることができないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定し、又は認定しないことを決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下本条から第36条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、

その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に、請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であり、かつ、受領済みの前払金の額がその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を超えるときは、受注者は、その超過額を返還しなければならない。
- 8 前2項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 10 受注者が調査基準価格を下回る価格で申込みをした者のうち発注者が必要と認めた者であるときの第1項、第5項、第6項及び第7項の規定の適用については、第1項中「10の4以内」とあるのは「10分の2以内」と、第5項中「10の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10の6）」とあるのは「10分の2（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の4）」と、第6項中「10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）」とあるのは「10分の3（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の4）」と、第7項中「10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）」とあるのは「10分の3（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の4）」とする。

（保証契約の変更）

- 第 35 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加して、さらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第 37 条 受注者は、工事完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月 1 回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、監督員をして、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行わせるとともに、当該確認の結果を受注者に通知させなければならない。この場合において、監督員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求

することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払いの対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完成したときの当該工事に係る検査、工事目的物の引渡し、請負代金の支払等については、第31条及び第32条の規定を準用する。この場合において、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。部分引渡しに係る請負代金の額 $=$ 指定部分に相応する請負代金の額 $\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

（第三者による代理受領）

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合に

において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第41条 発注者は、工事目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、損害の賠償のみを請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあっては1年とし、設計図書に特別の定めがあるときはその定められた期間）以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求を行うことのできる期間は10年（設計図書に特別の定めがあるときはその定められた期間）とする。

- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失し、又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが生じたものの性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であると知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセント（算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセント（算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。

- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1（受注者が調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第43条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、同法第49条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、同法第50条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決又は同条第3項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（この契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項の期間内に提起せず、これらの審決が確定したとき。
- (4) 受注者が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (5) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若

しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

- 2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令又は当該命令に係る審決若しくは判決が確定したとき（前項第1号から第4号までに規定する確定したときをいう。）は、この契約を解除することができる。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。この場合において同条第2項中「請負代金額の10分の1（受注者が調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、10分の3）」とあるのは、「請負代金額の10分の1」と読み替えるものとする。

第43条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、

当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

- 第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第43条第1項、第43条の2第1項及び第2項並びに前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

- 第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

- 第46条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条から第43条の3までの規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年3.0パーセント（算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合

においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条から第43条の3までの規定によるときは、発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(損害金の予定)

第46条の2 発注者は、第43条の2第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、請負代金額の10分の2に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、第31条第4項から第6項までの規定により工事目的物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。
- 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。

(火災保険等)

第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これらに準じるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 48 条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき請負代金とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴する。

(あっせん又は調停)

第 49 条 この約款の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による広島県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 50 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第 51 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(附則)

第 52 条 この約款は、平成 25 年 7 月 30 日から施行する。